平成２７年（フ）第２２２号
奈良県宇陀市室生上笠間2984番地の１
破産者　株式会社健康野菜の宇陀農園
１　決定年月日　平成29年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６５１号
北九州市小倉北区西港町100番３号
破産者　有限会社タカラ
１　決定年月日　平成29年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２５１号
茨城県笠間市平町1717番地12ライトウェル３Ｆ
破産者　株式会社基住建
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２８号
千葉県館山市亀ケ原字大橋545番地の１
破産者　株式会社野崎
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第２１５号
愛知県犬山市大字前原字東野畔74番地の１
破産者　有限会社小川産業
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１１６号
三重県鈴鹿市稲生町5541番地の１
破産者　有限会社三光建設
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１７号
三重県三重郡菰野町大字杉谷1665番地32
破産者　長島とよ子
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４４号
三重県鈴鹿市大池３丁目２番13号　シャングリラ　302号、前住所愛知県北名古屋市熊之庄古井97番地３　みどりハイツ　303号
破産者　上野　和也
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８０号
三重県松阪市嬉野野田町136―11　第一伊勢中川ハイツ205号
破産者　下野水道こと　下野　一平
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６８号
三重県三重郡川越町大字亀崎新田４番地８
破産者　加藤　貢
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
三重県四日市市西松本町２番８―605号　メイツ四日市
破産者　菊池　雄一
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
三重県桑名市多度町小山1901―21
破産者　有限会社太平ストア
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
三重県桑名市星見ヶ丘３丁目105番地　ツインクルマンション107号
破産者　水谷　翔
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
三重県鈴鹿市長太新町２丁目３―15　ラヴィエール長太101、住民票上の住所三重県四日市市釆女が丘４丁目197番地１
破産者　荒木　信次
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
三重県三重郡菰野町大字小島28番地１、住民票上の住所三重県四日市市笹川９丁目13番地１
破産者　Ｙ’ｓ設備工業こと　山下　知輝
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第３５７号
兵庫県西宮市山口町金仙寺1703番地14
破産者　有限会社林田造園
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５４０号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目29番38号
破産者　松本塗工株式会社
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５号
兵庫県丹波市氷上町大崎31番１
破産者　株式会社ＪＮ住宅資材なかみち
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第１６１４号
福岡市博多区須崎町12番16―507号
破産者　有限会社シノハラ
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３１８号
札幌市白石区栄通５丁目10番５号
破産者　株式会社ジーエスシー北海道
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７０号
茨城県水戸市笠原町1360番地の21
破産者　株式会社後藤工務店
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所